

レーティング基準SafetyOnline3の 検討資料

2005年11月30日

財団法人インターネット協会

昨年度の審議内容

• 目的

- 青少年をインターネット上の違法・有害情報から守るための基準
- インターネットコンテンツに対する自主規制基準のガイドライン的位置づけ

• 策定方針

- 既存のレーティング基準 (SafetyOnline、SafetyOnline2) やフィルタリングソフトのカテゴリ分類との整合性を図る
- 国内の法律や条例、他のメディアの自主規制基準との整合性を図る
- 海外の基準 (ICRA基準など)、法律、ガイドラインとの整合性を考慮する

• 全体構成

- SafetyOnline3は、コンテンツに対する客観的なメタ情報（「**コンテンツラベル**」）と第三者機関の価値判断や評価を表すメタ情報（「**評価ラベル**」）の2種類の枠組みを提供する
- 「コンテンツラベル」は、コンテンツのジャンル（アダルト、暴力等）を表す「**カテゴリ**」と、静的コンテンツ（テキスト、静止画等）/ 動的コンテンツ（掲示板、動画等）を区別する「**メディア記述**」から構成される
- 「評価ラベル」は、青少年のコンテンツ利用可否の情報（18歳未満禁止等）等を表す

レイヤーケーキモデルとSafetyOnline3の対応関係

レイヤーケーキモデル: ベルテルスマン財団 / ICRAが提唱した新しいレーティング / フィルタリングフレームワーク

3 . Layer3

対象者: 第三者機関、利用者

概要: ブラックリストやホワイトリストなど第三者機関が作成したその他レーティングを付加する。

2 . Layer2

対象者: 第三者機関

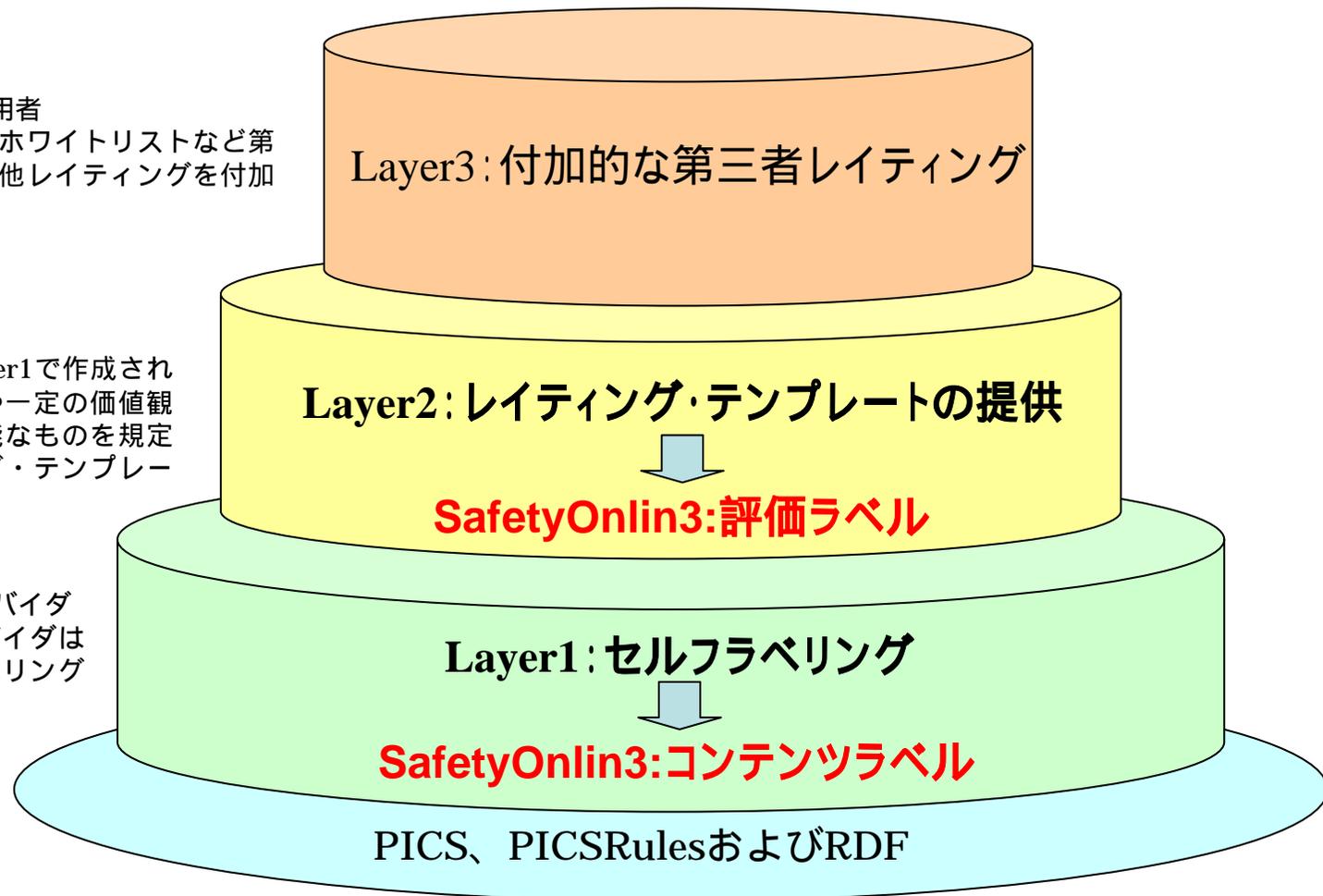
概要: 第三者機関はLayer1で作成されたラベルにつき、年齢や一定の価値観などに基づいて閲覧可能なものを規定した独自のレーティング・テンプレートを作成する。

1 . Layer1

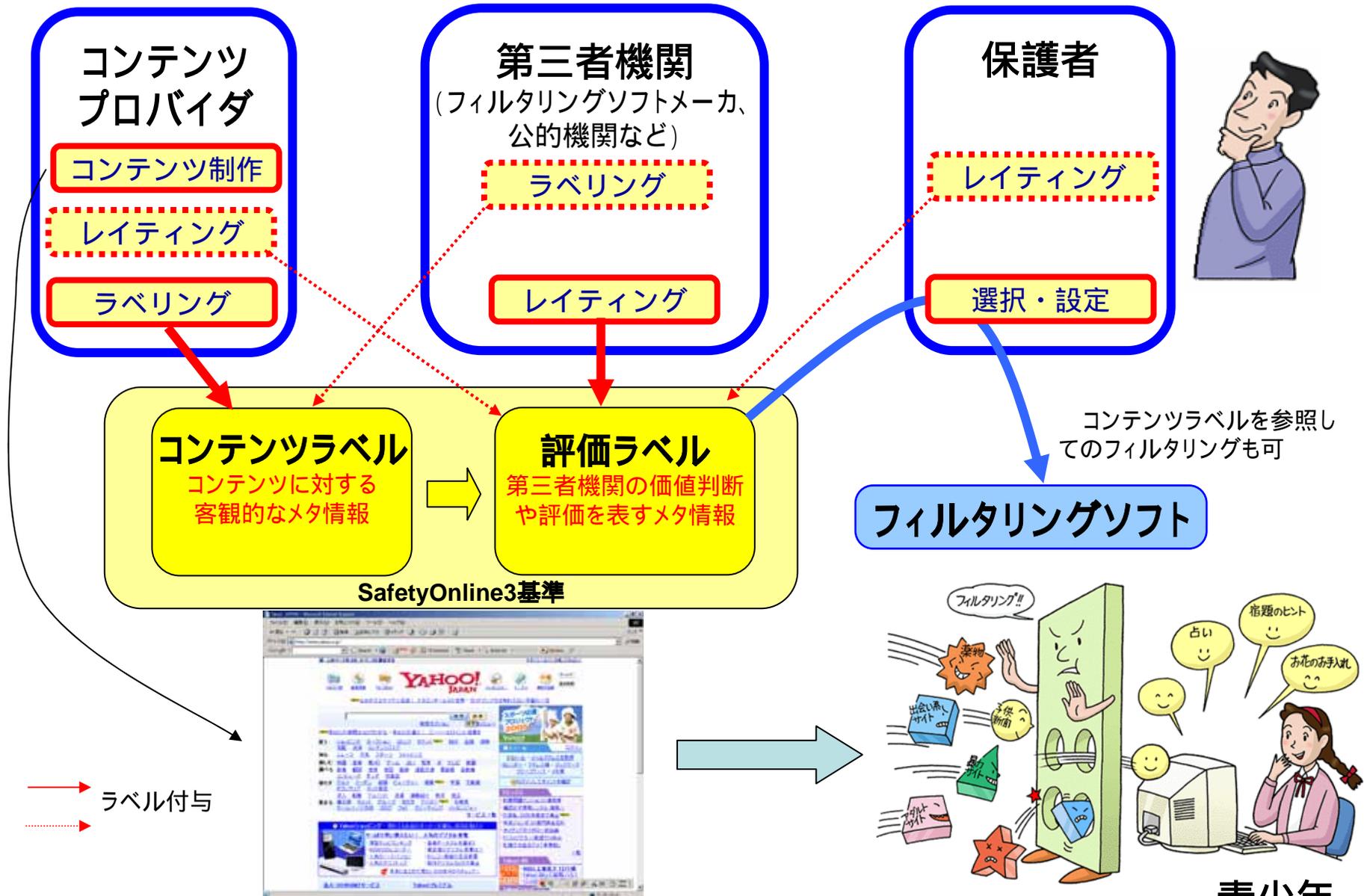
対象者: コンテンツプロバイダ

概要: コンテンツプロバイダは自らのコンテンツをラベリングする。

0 . Plate



レーティング / フィルタリングのフレームワーク

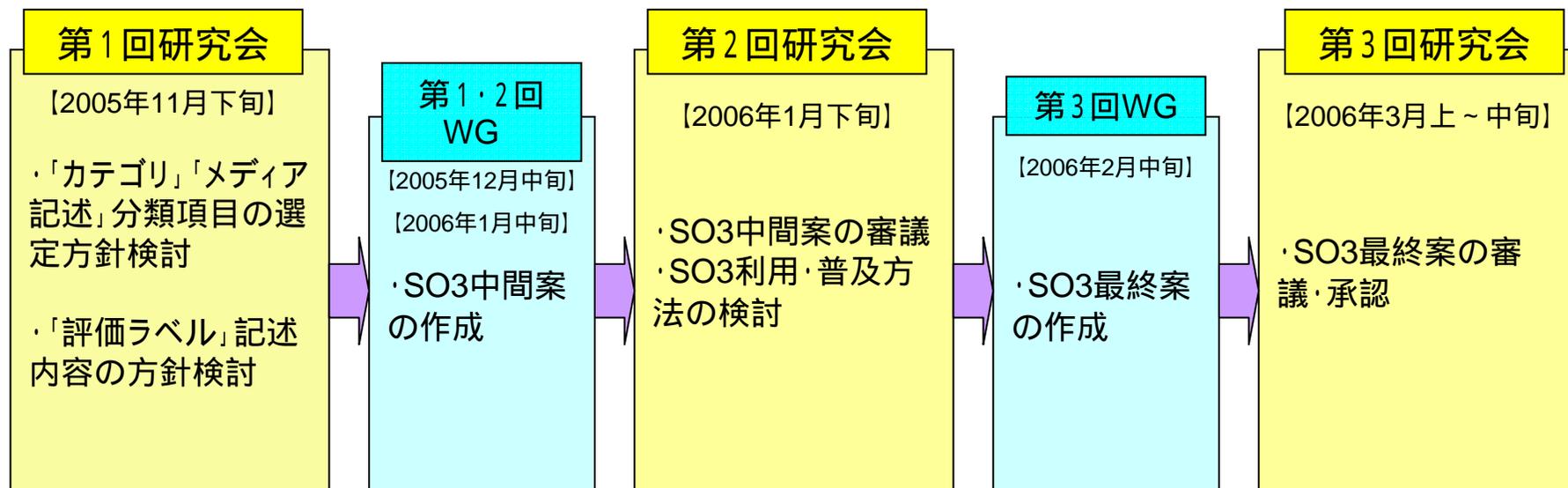


「SafetyOnline3」の利用シーン

- **セルフレイティング**
 - コンテンツ作成者(コンテンツプロバイダ)が、自身で格付けを行う際に参照する。
- **サードパーティ(第三者)レイティング**
 - コンテンツ作成者(コンテンツプロバイダ)以外の第三者が、格付けを行う際に参照する。
- **フィルタリングソフトメーカーの準拠基準**
 - フィルタリングソフトメーカーが自社の分類基準を策定する際の根拠とする。

今年度の審議及び討議事項

- SafetyOnline3に関して、以下の審議を行う
 - 「コンテンツラベル」の「カテゴリ」の詳細内容
 - 「コンテンツラベル」の「メディア記述」の詳細内容
 - 「評価ラベル」の記述項目
- SafetyOnline3に関して、以下の討議を行う
 - 「SafetyOnline3」の利用・普及方法



Safety Online3審議・討議スケジュール

WGの構成メンバ(予定): フィルタリングソフトメーカーレイティング担当者、インターネットトラブル対応実務者、研究会事務局

「カテゴリ」の策定方針(案)

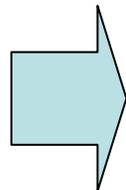
策定方針

- **青少年に有害と思われるジャンル**を、都道府県青少年健全育成条例の有害図書指定基準などの**公的な基準や国際レーティング基準であるICRA基準に基づいて**、「カテゴリ」として分類する。
- それ以外のジャンルについては、各フィルタリングソフト等で自由に拡張可能とする。
- 「カテゴリ」は**階層構造**とし、「サブカテゴリ」に細分化可能とする。
- 説明文の作成においては、**公的な基準の説明を基本とし、国内のフィルタリングソフトとの整合性を図る**。
- 必要に応じ、他のメディアの自主規制基準も参照する。

策定手順

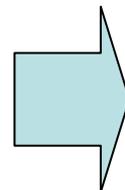
ステップ1

青少年健全育成条例やICRA基準などを基に青少年に有害と思われるジャンルを選定する。



ステップ2

選定したジャンルに対するフィルタリングソフトのカテゴリ进行分类する。



ステップ3

条例やICRA基準における有害事項の説明、及びフィルタリングソフトのカテゴリの説明を整理し、「カテゴリ」の説明文を作成する。



ステップ4

分類が多岐にわたる場合、「サブカテゴリ」を作成する。

「メディア記述」の策定方針(案)

策定方針

- SafetyOnline2や既存フィルタリングソフト会社(4～5社程度)の分類基準、国内各種メディアの自主規制基準、都道府県青少年健全育成条例の有害図書指定基準やICRA基準をもとに策定する
 - 国内外の各基準で指定されているメディアを広く参照することが適当

策定手順

1. 各基準の分類あるいは、説明文に含まれる**コンテンツ形態**を抽出する。
<例>
 - (1) 分類基準に含まれるもの
 - ・チャット、掲示板、ストリーミングメディア、対戦型ゲーム等(各フィルタリングソフトの分類)
 - (2) 説明文に含まれるもの
 - ・明らかにXXとみなせる**画像・映像**(SafetyOnline2説明文)
2. 各「メディア」の整合性を図り、定義を行う。

「評価ラベル」の策定方針(案)

策定方針

- 対象者(青少年)に対して、そのコンテンツが利用可能かどうか簡単に判断できる基準とする。
- 評価ラベルは、コンテンツラベル情報をもとに一定の適用基準に従い作成する。
- 評価ラベルとして、「**対象者情報**」及び、対象者に対するコンテンツ利用の適・不適といった「**適用情報**」を記述する。
- 「対象者区分」として、**年齢区分(18歳)を採用**し、「適用情報区分」として、**利用制限あり / 利用制限なしの2区分**とする。
<例>
18歳未満利用制限あり、18歳未満利用制限なし
- 評価ラベルの記述方法は、都道府県青少年健全育成条例の有害図書指定基準、法令、既存のフィルタリングソフトの基準、国内各種メディアの自主規制基準を参考に検討する。
- 昨年度の審議内容：
18歳以上 / 未満で区別をし、18歳未満の詳細区分について、さらに検討を行う。